

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
44	平成23年 3月23日 東京地裁 平21 (ワ)17341号	不当利得返還請求事件	◆原告が、被告との間で被告の沈没船引き上げ事業に出資する匿名組合契約(本件契約)を締結し、100万円を出資したが、消費者契約法4条により、本件契約を取り消したなどと主張して、不当利得等に基づき出資金の返還を求めた事案	◆被告担当者は、原告に対し、本件契約の重要事項について事実と異なることを告げ、原告は、告げられた内容が事実であると誤認したものと認められ、本件契約の勧誘、締結は、消費者契約法4条1項1号の要件を満たすなどとして、原告の請求をすべて認容した事例	4条1項1号: 肯	沈没船引き上げ事業に出資する匿名組合契約の締結に際しての説明において、収益が上がらなければ実現できない事柄であるにもかかわらず、「100万円出資すれば、1年後には倍になる。」「100万円出資すれば、1、2年後には倍になる。」等と説明をしたことが、不実告知に該当すると判断された。
45	平成23年 1月17日 東京地裁 平21 (ワ)31304号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員による被告会社の株式の販売は会社ぐるみの暴利行為又は詐欺的行為であるとして、被告会社に対しては民法715条又は会社法350条に基づき、被告会社の代表取締役である被告Y2に対しては民法709条又は会社法429条1項に基づき、その他の被告らに対しては会社法429条1項に基づき、購入代金合計825万円及び弁護士費用85万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告会社は会社ぐるみで被告会社の株式を販売しており、同株式の販売には違法性があるとし、被告らの責任を認め、購入代金合計825万円及び弁護士費用82万5000円を損害額と認定し、請求を一部認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	被告会社による販売勧誘は、虚偽の内容を告げて、代金相当額を騙し取るものであり、違法性が認められるとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
46	平成22年12月27日 東京地裁 平21 (ワ)9165号	不当利得返還等事件	◆自動車学校である原告会社とその代表取締役であった原告X1が、被告証券会社の従業員から、外国債(ノックイン債、ランド債、ユーロ債)購入の勧誘を受け、損失を被ったことから、被告証券会社従業員の説明義務違反、詐欺、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知などを理由に被告証券会社に対して損害賠償の支払等を求めた事案	◆原告らの主張をいずれも排斥し、原告らの請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否 4条2項:否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
47	平成22年12月20日 東京地裁 平22 (ワ)30180号	損害賠償請求事件	◆被告会社がパチンコ雑誌に掲載したパチンコ攻略法の広告を見て、必ず儲かるなどと言われて被告会社のサービスに応募し、サービス料金を支払った原告が、被告会社に対し、本件契約の目的物及び役務はいずれもパチンコで必ず当たりが出たり利益が上がったりするものではないのに、うその説明をして契約を申し込ませた行為が不法行為に該当し、また、詐欺を理由に本件契約を取り消したとして、損害賠償又は不当利得の返還を求めた事案	◆被告の従業員の各勧誘は、いずれも欺罔行為であると認められ、原告は、その欺罔行為により錯誤に陥り、そのため、本件取引を行ったと認められるから、被告の従業員の行為は不法行為を構成するとして、原告の請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	詐欺(不法行為)により損害賠償請求を認め、消費者契約法の適用について判断しなかった。
48	平成22年12月16日 東京地裁 平20 (ワ)27893号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社から複数の金融商品を購入したところ、これらの取引は適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法な勧誘行為に基づくものであるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆本件各商品を原告らに販売した行為は、リスクが高い商品特性においても、過大な投資規模・価額においても、原告らの知識、経験及び財産の状況等の実情に照らして明らかに過大な危険を伴い原告らの保護に欠ける取引であり、また、被告の従業員らにおいて本件各商品の仕組みや危険性について具体的に理解できる程度の説明を行ったものとは認められないなどとして、原告らの請求を一部認容した事例(過失相殺3割)	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否 4条2項:否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
49	平成22年12月15日 東京地裁 平20 (ワ)37803号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員である訴外Bの違法な勧誘を受けて、被告の未公開株式を購入し、被告に280万円を送金した原告が、消費者契約法4条1項2号に基づき上記未公開株式の契約を取り消したとして、被告に対し、280万円の返還を求めた事案	◆訴外Bは被告の従業員ではない、被告は280万円を受領していない、消費者契約法7条2項及び会社法211条2項の適用により、原告は本件未公開株式の引受けを取り消すことができないなどとする被告の主張・抗弁を全て退け、原告の請求をほぼ認容した事例	4条1項2号: 肯 4条1項1号: 外 7条2項:否	本件において、会社法211条2項の適用はなく、消費者契約法7条2項の適用もないとした。
50	平成22年12月14日 東京地裁 平22 (ワ)22580号	取立債権請求事件	◆原告が、被告を債権者、訴外会社を債務者、被告を第三債務者として債権差押命令を申立て、裁判所は債権差押命令を発し、この命令正本は、被告及び訴外会社に送達されたのであり、被告にはA投資事業組合名義の預金が存在するところ、A投資事業組合には実体がなく、訴外会社と同一であるとして、被告に対し、民事執行法155条1項に基づき、被告のA名義の預金債権の支払を求めた事案	◆A投資事業組合は実質的には訴外会社と同一のものと認められることなどから、請求をすべて認容した事例	4条1項1号: 外	消費者契約法は、前提事情に過ぎず、適用の有無は争点にならなかった。
51	平成22年12月 2日 大阪地裁 平20 (ワ)13953号	原状回復等請求事件	◆被告らとの間で連鎖販売契約を締結した原告らが、被告らに対し、第11に、クーリングオフによる連鎖販売契約の解除又はクーリングオフによる訪問販売における契約の解除に基づき、民法545条の解除に基づく原状回復請求として、既払金の返還を求め、第21に、これと選択的に、重要事項についての不実告知又は断定的判断の提供による消費者契約の解除に基づき、民法704条の悪意の受益者に対する不当利得返還請求として、同じ既払金の返還を求めた事案	◆連鎖販売契約において契約締結時に交付された書面が特定商取引に関する法律37条2項の書面に該当しないとされた事例 ◆連鎖販売契約締結時に連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人であったとしても、解除の時点においては連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人とはいえない場合には、特定商取引に関する法律40条1項に基づく解除はできないとした事例	2条:否 4条1項1号、 2号:外	一部原告については特定商取引法による解除を認め、また、一部原告については、「消費者」に該当しないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
52	平成22年11月30日 東京地裁 平21 (ワ)46968号	購入代金返還請求事件	◆被告らからタイ国内のリゾート施設の利用権を購入する契約を締結した原告らが、特定商取引に関する法律に基づく同契約の解除等を主張して、被告らに対し、支払済みの代金相当額の返還を求めた事案	◆クーリングオフ期間の起算点が申込書面の受領時となる場合であっても、クーリングオフに係る事項の記載がある契約書面の受領が前提となるべきところ、被告R社主張の契約書には当該事項の記載がなく、同社との契約に関して上記事項の記載された契約書面の交付事実は認められず、また、上記利用権の対象物件は同法所定の「権利の種類」に該当し、同物件の明細書は法定書面であるが、被告H社によるその交付を認めるに足りる証拠はないから、被告らが主張するクーリングオフ期間の経過は認められないとして、原告らの請求を認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外 4条2項:外	特定商取引法による解除を認めたため、消費者契約法について判断しなかった。
53	平成22年11月30日 東京地裁 平21 (ワ)40549号	損害賠償請求事件	◆被告との間で投資信託取引をした原告が、被告に対し、主位的に、同取引には元本保証があるものと信じた点で錯誤があった、あるいは、被告の行員による元本保証があるとの虚偽の説明を信じたのであるから、同取引に関する契約は無効又は消費者契約法により取り消されたものであると主張して、被告に交付した金員の返還を求め、予備的に、被告には適合性原則違反及び説明義務違反があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告の行員による説明内容、本件の取引に係る投資信託の内容、原告の投資意向等を考慮すれば、原告の主張はいずれも採用できないなどとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
54	平成22年11月30日 東京地裁 平21 (ワ)39879号	売買代金請求事件	◆被告からマンションを代金3731万円で購入した原告が、被告に対し、①主位的に、マンション売買契約に再売買の予約権が付されており、これを行使したとして、再売買契約に基づき、その代金3864万4597円の支払を求めるとともに、②予備的に、マンション売買契約に解約権が付されていた、そうでないとしても、解約権が付されている旨の不実告知がされたとして、解約権の行使又は消費者契約法4条の取消権の行使による不当利得返還請求権に基づき、売買代金3731万円の返還とその遅延損害金の支払を求めた事案	◆本件マンション売買契約に再売買の予約権や解約権が付されていたものとは認められないとして、原告の請求を全部棄却した事例	4条1項1号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
55	平成22年11月25日 東京地裁 平21 (ワ)23639号	預託金返還等請求事件	◆証券会社である被告から外国投資信託受益証券を購入した原告が、被告に対し、主位的には、本件契約は被告従業員の虚偽の説明に基づくものであるから要素の錯誤により無効である、あるいは被告の不実告知又は不利益事実不告知によるものであるから、消費者契約法4条により取り消したとして、不当利得返還請求権に基づく代金相当額の返還を、予備的には、本件商品が金融商品として通常有すべき安全性を備えていないことや説明義務違反等を理由として、債務不履行、不法行為等に基づき、損害賠償を求めた事案	◆主位的、予備的各請求について、原告の主張はいずれも前提を欠くとして、請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
56	平成22年11月12日 東京地裁 平21 (ワ)11538号	売買手付金返還請求事件	◆被告が分譲していたマンションの一室について売買契約を締結した原告が、保有する自動車が増設可能な駐車場の提供を受けなかったところ、被告に対し、同契約について、消費者契約法による取消し、説明義務違反等の債務不履行による解除、錯誤による無効を主張し、手付金の返還を求めた事案	◆被告担当者が原告保有自動車について同マンションの駐車場に駐車が可能であると述べたなどの事実を認めることはできず、重要事項の不実告知があったとはいえない、同契約において駐車場に関する事項は付随的なものにすぎず、債務不履行解除は認められない、原告の錯誤は表示されていない動機の錯誤であるなどとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
57	平成22年10月28日 東京地裁 平21 (ワ)32488号	貸金請求事件	◆原告が、原告の訴外A社に対する貸付金につき連帯保証した被告に対して、貸付残元金の支払を求めるとともに、被告が原告に対して本件貸付にかかる一切の債務を担保するために本件株式に質権を設定したところ被告が本件質権設定契約の締結を否認していることからその質権を有することの確認を求めた事案	◆被告の錯誤無効、消費者契約法違反等の抗弁を排斥し、原告の請求を全部認めた事例	2条:否 4条1項1号: 外 4条2項:外	企業経営者が保証を行う場合は、「消費者」に該当しないとされた。
58	平成22年10月26日 東京地裁 平21 (ワ)32175号	飲食代金請求事件	◆原告が、飲食物等供給契約に基づき、原告が経営する飲食店(ホストクラブ)において被告が注文したシャンパンタワー等の飲食代金の支払を求めるのに対し、被告がシャンパンタワーの注文を否認するとともに、その高額性から当該飲食物供給契約が公序良俗違反等により無効であるなどと主張して争った事案	◆被告は原告に対し、本件シャンパンタワーを注文し、原・被告間に本件契約が成立したと認められ、本件シャンパンの値段は、他の歌舞伎町のホストクラブにおいて提供されている値段と大きく異なるものではなく、歌舞伎町のホストクラブにおける料金体系に照らしては、著しく高額のものであるとまでは認められず、公序良俗に反し無効であるとはいえないとして請求を認容した事例	4条1項1号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
59	平成22年10月21日 東京地裁 平22(ワ)9014号	不当利得返還等請求事件	◆被告との間でネットショップ構築等の支援に関する取引基本契約を締結した原告が、被告会社の説明・勧誘文言とは異なり、利益を上げられずに損害ないし損失を被ったとして、被告らに対し、損害賠償請求(被告Y1に対しては会社法に基づき責任)として、被告に支払った対価のうち返還されていない210万円及び弁護士費用30万円を、予備的に、被告会社に対し、特定商取引に関する法律に基づく契約の解除、あるいは、同法ないし消費者契約法ないし民法による契約の取消しを理由とする不当利得返還請求として、210万円の支払を求めた事案	◆原告と被告会社との間で本件契約について、互いに異議申し出は一切行われないなどとする合意は有効であり、本件契約における原告の被告会社に対する異議申し出については、解決、清算されたというべきであるから、原告が同様の事実主張や法的主張に基づく本件請求をすることはもはやできないとして、請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
60	平成22年10月12日 さいたま地裁 平21(ワ)3720号	損害賠償等請求事件	◆被告Y1からイラクディナールの投資に関する取引の勧誘を受け、被告Y1の説明により、1000万イラクディナールが500万円の価値であり、近いうちにイラクディナールの価値が上昇すると誤信し、被告らとの間でイラクディナールの投資を行う旨の契約を締結した原告が、不法行為に基づく損害賠償または消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得の返還を求めた事案	◆実際の通貨価値について説明せず、1口500万円で1000万イラクディナールが購入できると説明し、近々その価値が10倍以上値上がりするなどと虚偽の事実を告げ、誤信させて購入を勧誘する行為は、社会的相当性を欠き違法であるとし、また、近々イラクディナールが10倍以上値上がりするとその不確実な説明をして勧誘することは、断定的判断の提供にあたり、通貨価値が下がる可能性や通貨の本当の価値について説明を受けていないことは、不利益事実の不告知に当たるとして、取消しを認め、原告の過失割合を2割として、原告の請求を一部認容した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 肯 4条2項: 肯	不実告知については否定したが、断定的判断の提供、不利益事実の不告知は認めた。また、同一の損害について、不法行為に基づく損害賠償請求と消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求を認めた。
61	平成22年 9月10日 東京地裁 平21(ワ)28625号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社及びその代表取締役である被告に対し、上場確実であるなどと虚偽の説明をして被告会社の未公開株を購入させ、損害を与えたことが不法行為に当たるとして、損害賠償を求めた事案	◆被告会社の従業員は、原告に対し、被告会社が上場の準備をしており、配当が確実である旨説明して被告会社株式の購入を勧誘していたが、1株あたりの純資産は株価の10分の1以下であることなどからして、本件取引は勧誘方法、文言、販売価格とともに社会的相当性を欠くとして、原告の請求を全部認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
62	平成22年 9月 6日 宇都宮地裁栃木支部 平20(ワ)167号	不当利得返還等請求事件	◆被告会社との間で投資に関する契約を締結した原告が、契約の不成立、特商法違反、消費者契約法違反、不法行為などを主張して、不当利得の返還または不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆出資金の3割が運用に充てられるに過ぎず、日経225取引からFX取引で運用するようになっていたなど、および日経225取引及び上場株式売買への投資を行うという実体を有しない匿名組合への投資を、被告会社が組織的に勧誘し金員を受け入れる行為は、詐欺行為として違法性を有する。また、当該投資勧誘行為を主導していた被告会社の代表者も不法行為責任を負い、被告会社とその代表者は共同不法行為責任を負うとした事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外 4条2項: 外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
63	平成22年 8月30日 東京地裁 平21(ワ)40358号	損害賠償請求事件	◆被告会社からパチンコの攻略情報を購入した原告が、被告会社が一連の勧誘行為において、断定的判断を提供し、虚偽の情報を提示したなどと主張して、被告会社らに対して、不法行為又は不当利得に基づき、損害の賠償又は不当利得の返還として、原告の被った財産的損害、精神的損害及び弁護士費用の支払を求めた事案	◆被告会社は実効性の認められないシステムに基づく本件攻略情報を購入するよう勧誘し、本件攻略情報が有効である旨原告を誤信させて原告から金員の交付を受けたもので、本件契約について消費者契約法上の取消事由となるだけでなく詐欺行為として不法行為に該当するとし、被告会社と代表取締役である被告Y1については共同不法行為が成立するとし、被告Y1と取締役である被告Y2はともに会社法429条1項による取締役の責任を負うとする一方、慰謝料請求には理由がないとして、原告の請求を一部認容した事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 外	本件契約について消費者契約法上の取消事由となることは認めたものの、詐欺行為として不法行為に該当するとし、不法行為に基づく損害賠償のみを認めた。
64	平成22年 4月22日 札幌地裁 平18(ワ)2803号	損害賠償請求事件	◆地下1階・地上15階建ての新築マンションの設計段階で構造計算書の偽装が行われ、当該マンションは、1階の保有水平耐力指数(平成19年政令第49号による改正前の建築基準法施行令82条の4で、1.0以上が必要とされている。)が0.86であり、大規模な補修工事を加えれば法定の耐震強度を満たすようにすることが可能であるものの、実際には耐震偽装発覚から4年が経過しようとしているのに区分所有者の賛成が得られずに補強工事が実施されていない等の事実関係があった事案	◆当該事実関係の下では、法定の耐震強度を満たしていないのに満たしているとの前提で区分所有権を購入した原告らの買受けの意思表示には民法95条の要素の錯誤があるとして、新規分譲契約の錯誤無効が認められた事例	4条1項1号: 外	耐震偽装のマンションの分譲について、売買契約は錯誤による取消が認められると判示し、消費者契約法4条1項1号に基づく取消は判断しなかった。
65	平成22年 4月14日 さいたま地裁 平21(ワ)199号	不当利得返還等請求事件	◆未公開株発行会社の代表取締役が、当該未公開株への投資を勧誘した会社から融資を受けていたこと、当該投資会社が広く一般客に当該未公開株を販売しようとしていることを知っていたこと等の事実関係がある事案	◆当該事実関係から、被告会社の代表取締役は、投資会社との関係を切れないで容認してきたものと推認できるとし、未公開株発行会社と投資会社の共同不法行為が成立し、代表取締役は会社法429条1項の損害賠償責任が生じるとした事例	4条1項1号: 外	被告に対する不法行為に基づく返還請求を認容したため、消費者契約法4条1項1号に基づく取消は判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
66	平成22年 3月30日 大阪地裁 平19 (ワ)8574号	売買代金請求 事件、損害賠償請求 反訴事件、 損害賠償請求 事件	◆仕組債の販売に際して説明が不十分でなかったとして反訴原告が反訴被告に対して不法行為等に基づく損害賠償請求をした事案	◆本件仕組債(FXリターン債)は、為替相場の変動によって、比較的短期間のうちに高い利回りを得る可能性が存する一方で、途中解約できなため最長30年間拘束され、これを回避するために途中売却をしても大幅に元本を毀損するリスクが存するものであるとした事案 ◆原告がREITや外国株を投資対象とする投資信託に投資してきた投資経験などに照らすと、本件仕組債の勧誘行為が適合性の原則から著しく逸脱するとはいえないが、本件説明資料や説明の方法・程度では、原告に本件仕組債のリスクを理解させるには不十分であり、本件担当者は説明義務違反による不法行為を負うとした事案 ◆原告は本件仕組債のリスクを認識せず、本件担当者の誤導的な言辞により、元本毀損リスクなしに年15パーセントの利回りを期待できると誤信したと認められ、この誤信は単なる内心の動機に止まらず本件仕組債購入の意思表示の内容になっていると認められるから、民法95条の要素の錯誤に当たるとした事案	4条1項1ないし2号：外	反訴被告の反訴原告に対する仕組債の勧誘行為に対する不法行為に基づく請求が認められ、消費者契約法に基づく契約の取消は判断しなかった。
67	平成22年 2月26日 東京地裁 平20 (ワ)23751号	解約金請求 事件	◆原告が、ファイナンス・リース契約の解除に基づき解約金及び約定遅延損害金の支払並びに連帯保証人の保証債務の履行を求めたのに対し、被告らが、詐欺による取消、特商法によるクーリングオフ、消費者契約法の類推適用による取消し等を主張して争った事案	◆本件リース契約を締結させた補助参加人と原告は別の法人であり、被告会社が意思表示を取り消すことができるのは民法96条2項に該当する場合に限られるところ、詐欺にあたる説明が認められないことから詐欺による取消しの主張を排斥し、また、本件リース契約は被告会社の営業のために締結されたものであり、特商法の適用はないとしてクーリングオフの主張を排斥し、更に、被告会社は事業者該当するとして、本件リース契約は消費者契約ではないとして消費者契約法の類推適用の主張も排斥するなどし、請求を全部認容した事案	4条1項1号 類推：否	当該リース契約について、被告は消費者ではなく、消費者契約法の類推適用を相当とする事情も見当たらないとして同法4条1項1号の類推適用を否定した。
68	平成22年 2月23日 東京地裁 平21 (ワ)3804号	不当利得返還等請求 事件	◆法人である原告が被告らに対し、原告は被告Y5から「リース料の支払が安くなる」等と欺罔されて必要のないオフィス機器等のリース契約を締結させられ、リース料相当の損害を被ったと主張して、被告らに対し、損害賠償の支払及びリース契約に基づく債務がないことの確認を求めた事案	◆被告らによる欺罔は認められないし、消費者契約法における「消費者」とは、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く個人を指すところ(同法2条1項)、原告は法人であることなどから、原告を個人と同視することはできないし、本件リース契約が原告の事業のために締結されたことは明らかであり、本件リース契約には消費者契約法の適用はないというべきであるとして、請求を棄却した事案	4条1項1号： 否	リース契約が消費者契約法4条1項1号に該当するとの主張に対し、原告当事者は法人であり、消費者とは言えないとして当該主張を認めなかった。
69	平成22年 2月18日 東京地裁 平19 (ワ)20387号	売買代金請求 事件	◆被告との間で、刀を代金200万円で購入するとの売買契約を締結し、被告に200万円を支払った原告が、被告に対し、主目的に当該売買契約の合意解除に基づく現状回復請求として、予備的に当該売買契約の取消しに基づく不当利得返還請求として、売買代金200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆合意解除の成立は認めることができないとして、主目的請求を棄却したものの、被告代表者は、当該刀の製作時期について、室町時代中期以降であるにもかかわらず、鎌倉時代初期又は平安時代まで遡るとの説明をしており、重要事項について不実の告知をしたものであり、本件売買契約は、消費者契約法4条1項1号を理由とする取消しにより無効となったとして、予備的請求を認容した事案	4条1項1号： 肯	刀剣の製作時期に関して事実と異なる説明がなされた事案において、重要事項について不実告知が行われたとして消費者契約法4条1項1号の適用を認めた。
70	平成22年 1月25日 東京地裁 平21 (ワ)9056号	損害賠償請求 事件	◆被告R社の勧誘に応じて投資事業有限責任組合に出資した原告が、被告らに対し、出資の勧誘に際して断定的判断の提供があったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆出資の勧誘に際して被告R社の従業員による虚偽の告知や断定的判断の提供は認めることができず、被告M社との間で締結した会員契約の勧誘に際して被告R社の従業員が執拗に勧誘したことなどは認められないなどとして、請求を棄却した事案	4条1項1号： 否 4条2項：否	投資事業有限責任組合への出資に際しての勧誘について、リスクを告知した目録見書等が交付されていたこと等に鑑み、断定的判断の提供や不利益事実の不告知等は認めなかった。
71	平成21年12月 9日 札幌地裁 平21 (ワ)2190号	損害賠償請求 事件	◆原告が、被告会社に対し、被告会社が上場を予定していないにもかかわらず上場しているかのような態度で被告会社株式の購入を勧誘したことが不法行為に該当するとして、株式代金名下に原告が被告に送金した資金について損害賠償請求をした事案	◆被告の勧誘行為は、投資を勧誘するにあたって断定的・欺瞞的な勧誘や、不実の事実を告げての勧誘をしてはならないという一般的な注意義務に違反するものであって、原告に対する不法行為を構成するとして請求を認容した事案	4条1項1号： 外 4条1項2号： 外	被告の勧誘行為について断定的な勧誘や不実の事実を告げての勧誘をしてはならないという注意義務に反するものとして不法行為により請求を認め、消費者契約法の解釈については判断を行わなかった。
72	平成21年11月26日 東京地裁 平21 (ワ)9462号	不当利得返還等請求 事件	◆被告から連売住宅6戸の内の1戸を購入した原告が、その後残る5戸を値下げ販売した被告に対し、被告は契約締結時に既に値下げを予定していたにもかかわらずその旨を告げなかったとして、売買代金の一部の返還を求め、選択的に、価格維持義務違反又は説明義務違反に基づく損害賠償を求めた事案	◆売買契約締結当時に、不動産市況の悪化がどのくらい継続し、どの程度深刻化するのかを予想することは困難であったから、被告が契約締結時に大幅な値下げを具体的に予定していたとまでは認められないとし、連売住宅の販売行為は、財産を処分する行為であり、値下げ販売も、原則として売主が自由に行うことができるとし、売買価格が適切なものかどうかは、一次的には、原告が確認すべきであるとして、請求を棄却した事案	4条1項1号 又は2項：否	被告が原告に対し、本件土地建物の購入を勧誘した時点で販売価格の短期間における大幅な値下げを具体的に予定していたとは認められないため、消費者契約法4条1項1号又は2項の取消事由がある旨の主張は前提事実を欠くとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
73	平成21年11月16日 東京地裁 平20(ワ)17485号	和解金請求事件	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案	◆上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実と異なる告知があったとして、消費者契約法4条1項1号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例	4条1項1号: 肯 10条:否 9条1号:肯 3条1項:外	ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた490万円のうち49万円を超える部分は、消費者契約法9条1号より、無効とされた。さらに、この490万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法4条1項1号の取消原因が存するとされた。
74	平成21年10月6日 東京地裁 平20(ワ)6443号	入会金返還等請求事件	◆被告との間で、旅行会員権契約を締結して入会金を支払った原告が、同契約は詐欺によるものであったなどと主張し、再生手続が開始された被告に対して再生債権(入会金の返還請求権等)の確定を求め、被告から事業譲渡を受けた訴訟引受人に対して入会金の返還等を求めた事案	◆被告は、同契約締結時にはすでに経営状態が悪化し、被告従業員が原告に対して告げた全国124か所の直営施設等に優先的に宿泊できるといった状況ではなかった等の事実を認定し、消費者契約法4条1項1号による取消しを認め、他方、訴訟引受人が被告の債務を引き継がないことが事業譲渡において明示されているとして、被告に対する請求のみを認容した事例	4条1項1号: 肯	被告は、再生手続開始決定を受けた後、訴訟引受人に事業譲渡をしたところ、訴訟引受人は、被告の債務を一切引き継がないことを明示しているため、原告は、訴訟引受人に対し、不当利得返還請求をできないとされた。
75	平成21年9月30日 大阪地裁 平20(ワ)3802号	損害賠償請求事件	◆本件は、被告保険会社の保険募集人である被告R社の従業員である被告Y1から勧誘されて、被告保険会社と保険契約(積立利率変動型終身保険及び生活習慣病保険)を締結した原告が、(1)被告Y1の勧誘には適合性原則、説明義務違反等の違法があると主張して、被告Y1に対して不法行為、被告R社に対して使用者責任、被告保険会社に対して保険業法283条に基づき、原告が被った損害(保険料相当額、慰謝料、弁護士費用)の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を、(2)上記保険契約は被保険者の同意なしに締結された等の理由により無効又は取り消されたので、既払の保険料は不当利得に当たるとして、被告保険会社に対し、既払保険料の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告Y1には、説明義務違反の違法があり、不法行為責任を負うから、被告R社は使用者責任を負い、被告保険会社は、保険募集人である被告R社が保険募集について原告に与えた損害を賠償する責任を負うとして、原告の請求を認めた事例	4条1項1号: 外	不法行為責任を負うため、公序良俗違反、錯誤、消費者契約法違反については、判断するまでもないとされた。
76	平成21年8月27日 東京地裁 平20(ワ)30819号	不当利得返還等請求事件	◆原告は、被告Y1が代表取締役を務め、金融商品の販売を行う被告会社の従業員Aより勧誘を受け、被告会社との間でファンド匿名組合基本契約を締結し、金員を出資したが、従業員Aが原告に契約を締結させたことは違法な行為であるとして、原告が被告会社に対し、不法行為等に基づき、また、被告Y1に対し、会社法429条に基づき、損害賠償を請求した事案	◆本件契約は、従業員Aにおいて、実際にはそのような意思も見込みもないのに、被告会社において原告の資金を運用して原告に利益を及ぼすと偽って原告を錯誤に陥としいれ金員の交付を受け、原告に損害を与えたなどとし、また、被告会社及び被告Y1の賠償責任を認めて請求を全て認容した事例	4条4項2号、 4条1項1号: 外	行為者の不法行為を認め、会社については使用者責任、取締役については会社法429条1項による責任による賠償責任を認め、消費者契約法については判断しなかった。
77	平成21年7月16日 東京地裁 平20(ワ)3962号	貸金等請求事件	◆本件は、貸金業の登録業者である原告(反訴被告)が、被告(反訴原告)との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、被告から受領した各弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超過する部分を元本及び制限利率による利息に充当した後の残元本及び遅延損害金の支払を求めた(本訴請求)のに対し、被告は、本件契約の取消又は無効を主張して原告の請求を争うとともに、原告の架空請求により精神的苦痛等の損害を被ったとして、原告に対し、不法行為に基づき、慰謝料及び司法書士費用並びに損害金の賠償を求めた(反訴請求)事案	◆被告の抗弁にはいづれも理由がなく、反訴請求についても、原告の請求が不法行為に当たるものではないとして、原告の請求を認容し、被告の反訴請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条1項2号: 否	消費者契約法4条1項1号及び2号のいずれについても、不実告知又は断定的判断の提供と契約の締結との間に因果関係が認められないとされた。
78	平成21年6月19日 東京地裁 平20(ワ)1275号	立替金請求事件	◆医療機関との間で包茎手術及びこれに付随する亀頭コラーゲン注入術について診療契約を締結し、割賦購入あっせんを目的とする会社である原告との間で治療費の支払につき立替金の委託契約を締結した被告に対し、原告が立替金残金の支払を求めたところ、被告が、消費者契約法4条に基づく診療契約等の取消しなどを主張して支払につき争った事案	◆本件術式につき、医学的に一般に承認されたものとはいえず、同事実は消費者契約法4条2項の「当該消費者の不利益となる事実」に該当するとして、医療機関は本件各契約の締結に当たり、同事実を被告に故意に告げなかったとして、同項による本件立替金契約の取り消しを認め、請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条2項:肯	医学的に一般的に承認されている施術とはいえないことを告げなかったことが先行行為として認定された。不実告知については、誤信がないとして否定した。不利益事実の不告知については、本件術式が医学的に一般に承認されたものとはいえないことが不利益事実として、適用を肯定した。
79	平成21年6月15日 東京地裁 平21(シ)134号	原状回復代金請求控訴事件	◆一審原告が、長男の私立中学受験のために、家庭教師の派遣事業を営む一審被告との間で家庭教師派遣契約を締結し、報酬を支払ったが、消費者契約法4条1項に基づき本件契約の申込みを取り消し、既に支払った報酬全額の返金を求めた事案	◆一審原告が「有名校に合格できる」という説明に期待して本件契約を締結したものであっても、一般的な消費者は上記説明を一審被告が目的達成のために全力を尽くす旨約束したものと理解するのが通常であり、上記説明は「事実と異なることを告げること」に当たらず、消費者契約法4条1項1号の要件には該当しないことなどから、請求を棄却した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	4条1項1号: 否	一般的な消費者であれば、「有名校に合格できる」という説明は、目的達成のために全力を尽くす旨約束したものと理解するのが通常であり、上記説明は不実告知に当たらないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
80	平成21年5月28日 名古屋地裁 平21(ワ)1126号	損害賠償等請求事件	◆訴外Aは被告会社の業務として、未公開株式が上場予定であるなどと虚言を弄して客観的な価値を大きく上回る価格で原告に売却したから、被告会社は民法709条、715条により不法行為責任を負うとして、損害賠償請求を求め、被告Y1は被告会社の代表取締役として訴外Aら従業員に指揮命令して詐欺商法を行わせていたとして、平成17年法律87号による改正前の商法266条の3第1項に基づく損害賠償を求めた事案	◆訴外Aは被告会社の従業員でその業務を執行するについて原告から金銭を詐取したから、被告会社は民法715条により損害賠償責任を負い、詐取行為は代表取締役である被告Y1の指揮命令に基づくものであったから、被告Y1には取締役の職務の執行につき悪意、重過失があり、被告Y1は平成17年法律87号による改正前の商法266条の3により同額の損害賠償責任を負うとして、原告の請求を認容した事例	4条1項1号、2号：外	不法行為が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
81	平成21年4月24日 名古屋地裁 平20(ワ)5407号	損害賠償等請求事件	◆被告会社の広告等を見てパチンコ攻略情報の提供契約を申し込み、代金を支払った原告が、被告会社及びその代表取締役である被告Y1に対し、被告会社の行為が詐欺行為であるとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案	◆パチンコの遊技において、いわば必勝法と評価し得るパチンコ攻略法は存在しないというべきであると判断した上で、被告会社のパチンコ攻略法情報提供行為は不法行為上としての違法性を有するとして、また、被告Y1は、被告会社の代表取締役として法令遵守義務を負う立場にありながら、被告会社の事業を積極的に推進していること等から、不法行為責任を負うとして、被告らの共同不法行為を認定し、原告の請求の一部を認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	不法行為が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
82	平成21年3月31日 大阪地裁 平19(行ウ)34号	国際放送実施命令取消等請求(甲～丙事件)、国際放送実施要請違法無効確認等請求(丁事件)事件	◆原告らが、被告国に対し、平成19年法律第136号改正後の放送法33条1項に基づき総務大臣が被告日本放送協会(NHK)に対してした平成20年4月1日付け国際放送実施要請及び委託協会国際放送業務実施要請(平成20年度放送要請)の違法、無効確認を求めた事案 ◆甲、乙、丙及び丁事件の原告らが、総務大臣が被告NHKに対してした平成19年法律第136号改正前の放送法(旧放送法)33条1項に基づく国際放送実施命令及び委託協会国際放送業務実施命令並びに同改正後の放送法33条1項に基づく国際放送実施要請及び委託協会国際放送業務実施要請は、いずれも憲法21条に違反し、原告らの知る権利を侵害するなどとして、被告国に対し、国家賠償をそれぞれ求めるとともに、丁事件原告らが、被告NHKに対し、損害賠償を求めた事案	◆抗告訴訟としての適法性については、放送要請の行政処分性は認められるとしたが、平成20年度放送要請の根拠となる法令の規定が、国民ないし受信契約者の知る権利を個々人の個人的利益としても保護すべきものとする趣旨も含むものではないから、原告適格がなく不適法であるとし、当事者訴訟としても、原告らが侵害されたと主張する権利ないし利益は、受信者である国民がひとしく有する一般的、抽象的な知る権利にすぎず、放送要請によって原告らの同権利に危険、不安が生じたとしても、訴訟制度により解決するに値するだけの具体性、現実性(争訟の成熟性)がなく、確認の利益を欠くから不適法であるとして、訴えを却下した事例(丁事件) ◆原告らが上記放送命令及び放送要請によって侵害されたと主張する権利ないし利益は、その内容及び性質に照らし、法律上の保護に値するものというだけでは不十分で、損害賠償請求の対象とすることはできないなどとして、本件各事件原告らの上記各請求をいずれも棄却した事例(甲事件・乙事件・丙事件・丁事件)	4条1項1号：外	NHKが特定の利益や意向に左右されないことが重要事項に当たると主張された。契約の有効性等を争ったものではなく、法的利益があるという主張の根拠として消費者契約法が援用された。
83	平成21年3月25日 東京地裁 平20(ワ)19866号	損害賠償等請求事件	◆被告F社及び分離前の相被告会社らの事業者と取引をした原告らが、被告F社に対し、当該取引は、特定商取引法の業務提供誘引販売に該当することから、当該取引を解除又は取り消したとして、あるいは、消費者契約法に基づき取り消したとして、既に支払った金員等を不当利得の返還請求等し、被告I、被告F、及び被告Kに対し、当該取引に際しての事業者らの従業員による説明は特定商取引法に違反しており不法行為に該当するとして不法行為に基づき、被告F社に対し、会社法350条に基づき、各々損害賠償請求し、被告I及び被告Fに対し、会社法429条1項に基づき、損害賠償請求をした事案	◆原告らの被告F社に対する不当利得の返還請求等、被告I及び被告Fに対する会社法429条1項の損害賠償請求については認容したが、被告Kに対する請求は、被告Kが実質的経営者であるとは認められないとして請求を棄却した事例	4条1項1号、2号：肯	研修終了後に紹介する仕事の報酬という重要事項について、不実告知と断定的判断の提供を認定して、取消を認めた。
84	平成21年3月24日 東京地裁 平20(ワ)16106号	損害賠償請求事件	◆貴金属現物取引を取り扱う会社の従業員である被告らから、断定的な言辞を用いてロンドン渡しの貴金属現物取引(ロンドン取引)を勧誘された原告が、不法行為に基づき資金を支出させられたとして被告らに対し損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の請求を認容した事例	4条1項1号、2項：外	訴外会社について、消費者契約法違反の主張がなされたが、訴外会社の役員である被告らとの関係では、不法行為のみ主張がなされ、不法行為が認められた。
85	平成21年3月12日 大阪地裁 平20(ワ)11044号	不当勧誘行為差止請求事件	◆適格消費者団体である原告が、事業者である被告に対して、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、退去させない行為、不実告知、不利益事実の不告知、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為、並びに契約を締結させることが不適当な消費者に対する勧誘行為等の停止、及び予防及び予防に必要な措置を求める消費者契約法12条に基づく差止請求をした事案	◆被告が消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、上記勧誘行為をしないこと、前記行為を行った場合の受講契約の取消もしくは解約をし、並びに違約金を支払うこと、従業員に対する周知徹底を行うことで和解が成立した事例	4条1項1号、2項：外	差止請求において和解が成立した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
86	平成21年3月4日 東京地裁 平19 (ワ)15285号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告との間で根保証契約を締結した際、契約内容について誤った説明を受け、また、強迫を受けて上記契約を締結させられたとして、同契約の錯誤による無効又は強迫等による取消しを主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき上記根保証契約上の保証債務の履行として支払われた500万円の返還と、被告が上記事情を知らずながら、原告に上記金員を支払わせた不法行為に対する損害賠償請求権に基づき慰謝料の支払を求めた事案	◆原告の主張の信用性を否定して、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号: 否 4条3項2号: 否	本件根保証の内容を理解した上で、本件契約書に署名押印したことが認められるとして、取消事由を認定しなかった。
87	平成21年2月24日 東京地裁 平20 (レ)329号	違約金請求 控訴事件	◆ゴルフ会員権の販売等を業とする被控訴人(1審原告)が、控訴人(1審被告)から注文を受けて第三者から仕入れたゴルフ会員権を控訴人に現実に提供したにもかかわらず、その受領と代金支払を拒絶されたと主張して、控訴人に対し、ゴルフ会員権売買契約の債務不履行に基づき、約定違約金の支払を求めた事案	◆控訴人が主張するような特別な内容のゴルフ会員権が売買の目的物であったとは認められず、売買の目的物は通常のゴルフ会員権であったと認定した上で、また、控訴人主張の詐欺取消し、消費者契約法に基づく取消し、錯誤無効、信義則違反はいずれも認められないとして、被控訴人の請求を認めた原判決を是認し控訴を棄却した事例	2条:否 4条1項1号: 外	株式会社は「消費者」に当たらないとして、消費者契約法の適用を否定した。
88	平成21年2月19日 名古屋高裁 平20 (ホ)747号	債務不存在 確認等、参加各請求 控訴事件	◆(1)割賦販売斡旋業者Aとクレジット契約を締結した上で、株式会社Bから宝飾品3点を購入した控訴人が、Aから個品割賦購入あっせん事業の営業譲渡を受けた被控訴人(承継参加人)に対し、①Aにおいて加盟店に対する加盟店管理調査義務の懈怠があったとして、不法行為責任に基づく損害賠償を求め、②クレジット契約自体が、公序良俗に反して無効であり、また消費者契約法上の取消事由があるとして、不当利得の返還を求め、(2)被控訴人が、控訴人に対し、割賦金未払金等の支払を請求した事案	◆いわゆるデパート商法による勧誘を受けてクレジット契約を締結した上で宝飾品の売買契約が公序良俗違反により無効であり、クレジット契約も失効したとして、買受人のクレジット会社に対する未払割賦金の支払義務がなく、また既払割賦金の返還請求ができることとされた事例	4条1項1号: 外 4条3項2号: 外	公序良俗違反を認定したため、消費者契約法4条の適用について判断しなかった。同法5条1項についても、判断しなかった。
89	平成20年12月26日 東京地裁 平19 (ワ)26603号	違約金等請求 事件	◆不動産会社である被告から自宅として土地建物を買い受けた原告が、被告において、通路部分につき隣地所有者との間で境界に争いがあるにもかかわらず、境界を特定することなく原告に土地を売却したことが債務不履行に当たるとして、原告が被告に対し、契約解除の上、手付金と違約金の支払を求めた事案	◆被告の債務不履行を認め、原告の請求を認容した事例	4条1項1号: 外	債務不履行を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
90	平成20年12月22日 東京地裁 平19 (ワ)26208号	不当利得返 還請求事件	◆主婦である原告が、被告証券会社から勧誘を受けて未公開株式を購入したところ、被告には勧誘に当たり説明義務違反等があったとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告は証券販売を業とする会社であり、一般の顧客に対して未公開株式を販売する場合には、その危険性等を説明する義務があったとした上で、被告の販売担当者には原告に対し、株式等の販売の勧誘を行った際に、具体的な上場時期が決まっていなくてもかかわらず、具体的な上場予定があり株式の値上がり確実であると誤解させる説明をしていたものと認められ、かかる行為は説明義務違反として不法行為を構成するとして、請求を一部認容した事例	4条1項1号: 2号:外 4条2項:外	不法行為に基づく損害賠償を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
91	平成20年12月18日 東京地裁 平20 (レ)207号	貸金請求控 訴事件、損害 賠償請求 反訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、消費貸借契約に基づき貸金残額等の支払を求めた(本訴)のに対し、控訴人が、割賦販売法30条の4第1項に基づき支払を拒絶する旨等を主張し、また、被控訴人が販売業者の詐欺行為に加担する等したとして、不法行為に基づき、損害賠償を請求した(反訴)事案	◆本件消費貸借契約は、割賦購入あっせんの手段としてされ、被控訴人は割賦購入あっせん業者であるということが出来るから、控訴人は、割賦販売法30条の4第1項に基づき支払を拒絶することができるとして、被控訴人の本訴請求を棄却する一方、被控訴人が本件販売業者の詐欺の目的を認識した上で割賦購入あっせんを行ったと認めることはできないとして、控訴人の反訴請求を棄却した事例	4条1項1号: 外	内職商法に係る契約について、契約者が不実告知を理由に契約の取消を主張したところ、当該事由については判断せず、相手方の債務不履行に基づく解除が成立していることと認めた。
92	平成20年11月28日 東京地裁 平20 (ワ)17773号	診療保証金 返還請求事 件	◆被告が開業する美容外科で赤鼻のレーザー治療を受けた原告が、被告に支払った金員の大部分は「保証金」であり、本件治療の費用ではないから、被告は不当利得を得ているなどと主張して、同金員の返還を求めた事案	◆原告の主張によれば、支払った金員は保証金とし、1年間、1か月に1回の割合で本件治療を行い、全12回の治療で完治すれば当該保証金が治療費として支払状態になると被告の医師から説明されたとしているが、原告の主張は甚だ不合理で、関係証拠とも符合せず、医師が本件説明をしたと認めるに足る証拠もなく認められないとした上、他に消費者契約法違反、公序良俗違反という原告の主張も排斥し、請求を棄却した事例	4条1項1号: 否	原告が医療行為の代金として支払った金額について、保証金であったとして返還を求めた事案において、料金に関して重要事項に関し虚偽の説明をしたとして消費者契約法4条1項1号に基づく取消の主張をしたが、裁判所は説明内容に係る事実認定により当該主張を退けた。
93	平成20年10月29日 東京地裁 平19 (ワ)25450号	立替金請求 事件	◆割賦販売等を営む会社である原告が、訴外Aから絨毯を購入しその代金につき原告と立替払契約を締結した被告に対して、立替払金の支払を求めたのに対し、被告が、詐欺、錯誤、心裡留保、消費者契約法、割賦法、特商法等に基づき売買及び立替払契約の効力を争った事案	◆心裡留保又は錯誤による無効の主張、及び詐欺又は消費者契約法に基づく取消の主張は前提となるべき事実を欠き、原告が注文書に署名した場所は訴外Aの店舗であったことから絨毯の売買契約について、割賦法又は特商法の適用がないことは明らかであり、立替払契約の申し込みの際の申告内容を前提とする限り過剰と信であるということではできないとして、請求を認容した事例	4条1項1号: 否 4条3項1号: 否	絨毯の購入に際しての立替払い契約をした者に対する立替払い金の請求事案において、被告側が本件契約は消費者契約法上の不告知、不退去に当たると主張したが、事実関係から両条の適用を認めなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
94	平成20年2月29日 東京地裁 平18 (ワ)20494号	損害賠償請求事件	◆被告会社の営業担当者による説明を受けて未公開株式を購入した原告が、営業担当者が断定的判断を提供する説明をした等として、被告会社及び被告代表者に対し損害賠償を請求した事案	◆原告と売買契約を締結したのは被告会社が業務執行組合員を務める投資事業組合であって、売買契約に瑕疵はなく、また、営業担当者の説明に虚偽や断定的判断の提供はなかったなどとして、請求が棄却された事例	4条1項1号: 否	未公開株式を購入した原告が、購入の際に被告から断定的判断を提供されたとして消費者契約法4条1項1号により取消を主張した事案において、説明者の説明内容を信じて購入したとは認定できないとして当該主張を認めなかった。
95	平成20年2月29日 東京地裁 平18 (ワ)1004号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員らの勧誘により、被告と委託契約を締結して商品先物取引を行った原告が、不法行為に基づく損害賠償として同取引による損害金、慰謝料及び弁護士費用を請求するとともに、選択的に、不実告知を理由に消費者契約法4条1項1号により同委託契約を取り消したことを理由に不当利得返還請求をした事案	◆原告が主張した不適格者勧誘、断定的判断の提供、不実告知、無断売買、一任売買、過当取引、新規委託者保護義務違反、商品取引所法97条1項違反のいずれも認められないとして、いずれの請求も棄却した事例	4条1項1号: 否	商品先物取引を行い損害を蒙った原告から取引業者に対し、当該業者が契約をしていないのにもう契約をしてしまった旨伝えたのは不実告知であると主張した事案において、当該事実を認定できないとして請求を認めなかった。
96	平成20年2月13日 東京地裁 平18 (ワ)10486号	売買代金返還等請求事件	◆中古車を購入した原告が、売買契約締結時、売主である被告が当該車輻に修復歴があることを告知しなかったとして、消費者契約法に基づく不実告知を理由とした契約の取消し及び錯誤無効等を主張し、不当利得の返還と不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆車体の骨格に修復歴があったことは中古車売買における要素の錯誤に当たるから売買契約は無効であるとしたが、被告側に当該車両が事故車であったことまでの認識は認められないから不法行為は成立しないなどとし、また原告の使用利益を認めて被告の受領代金から控除した上で請求を一部認容した事例	4条1項1号: 外	中古車を購入した顧客から業者に対し、修復歴があったにもかかわらず告知しなかったことに関して消費者契約法4条1項1号による取消しが主張されたが、錯誤無効を認め、消費者契約法違反については判断しなかった。
97	平成20年1月30日 大阪地裁 平18 (ワ)1633号	損害賠償請求事件	◆被告呉服店の従業員である原告が、被告呉服店に対して、原告の支払能力を超える着物の立替払契約を締結させたことが公序良俗に反するなどとして立替金相当額の不当利得返還等を求めた事案	◆被告呉服店が従業員に呉服を販売した行為は売上目標達成のために事実上購入を強要したものであるとして公序良俗違反を認め、これをもって信販会社の立替金請求に対抗できるとされた事例 ◆呉服販売業者がその従業員に対し呉服等の自社商品を販売した行為が、従業員の支払能力に照らし過大であり、売上目標の達成のために事実上購入することを強要したものであるとして、公序良俗に反して無効であるとされた事例 ◆事業者がその従業員に対して行う割賦販売について、割賦購入あつせん業者に対する抗弁を規定する割賦販売法30条の4の適用を除外する同法30条の6、8条5号の適用が否定され、呉服販売業者がその従業員に対して呉服等の自社商品を販売した行為が公序良俗に反して無効であることをもって、その売買代金の立替払債務の履行を請求する信販会社に対して、対抗することができることとされた事例	4条1項1号: 外	呉服店の従業員が、過剰なノルマを負わせるなどしていた会社に対し、呉服購入契約の無効等を主張した事案において、原告の主張である消費者契約法4条1項1号に基づく取消しの主張が、当該事案において契約が公序良俗違反とされたことから判断されなかった。
98	平成20年1月21日 東京地裁 平18 (ワ)4665号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の不告知がされたとして主張し、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法4条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえず、利益が得られる旨の言辞も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求が棄却された事例	4条1項1号: 2号:否 4条2項:否 4条3項1号: 2号:否	「今年から来年にかけてイラクとアメリカの間で核査察の問題で戦争が起こりそうです。そうなれば原油や石油製品が暴騰して大きな利益が取れますので、灯油買っていきませんか。」と言ったことが、消費者契約法4条1項1号の不実告知に当たると主張したが、その他、適合性原則違反等も含め、原告の主張はすべて排斥された。
99	平成20年1月18日 東京地裁 平18 (ワ)6244号	損害金請求事件、不当利得返還等請求事件	◆原告会社が、被告法人に対してリース契約解除に基づく損害賠償金の支払い及び被告法人の代表取締役に関連保証契約に基づく損害賠償金の支払を求め(甲事件)、被告らが原告会社らに当該リース契約の取消し及び錯誤無効による既払金の返還及び損害賠償を求めた(乙事件)事案	◆原告の請求については請求原因が全て認められる一方、被告法人は事業のために本件契約を締結したのであるから法人たる被告に消費者契約法及び特定商取引に関する法律は適用されず、契約に至る経緯等からすれば錯誤無効も認められないなどとして、原告会社の請求を全部認容し、被告宗教法人の反訴を全部棄却した事例	2条:否 4条1項1号: 外	本件契約の当事者は、法人たるY寺であり、消費者契約には該当しないとした。
100	平成20年1月17日 東京簡裁 平19 (ハ)5644号	損害賠償請求事件	◆自動車販売を業とする被告会社から、走行距離を改ざんないし交換されていた本件車両を買い受けた原告が、主位的に、改ざんないし交換の事実を告げない行為は詐欺に当たると主張して、被告会社らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、上記行為は不実告知であるなどと主張して、被告会社に対し、不当利得返還請求をした事案	◆本件事実及び証拠によれば、詐欺の成立は認められないとして、主位的請求は棄却したが、本件売買契約は、被告会社の不実告知により締結されたというべきであるから、消費者契約法4条1項1号による取消が可能であり、取消の意思表示到達後から被告会社は悪意の受益者となるなどとして、原告の予備的請求を一部認容した事例	4条1項1号: 肯	主位的請求は、詐欺による不法行為に基づく損害賠償請求であったが、詐欺の成立は否定し、消費者契約法4条1項1号による取消を認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
101	平成20年1月16日 名古屋地裁 平18(ワ)1781号	求償金等請求事件	◆訴外会社の代理人である原告補助参加人と被告代理人との間で締結されたソーラーシステム契約の代金を支払うために被告代理人が訴外保険会社と締結した金銭消費貸借契約につき、保証委託業を営む原告が貸金債務の保証委託等をしたとして、被告らに対し、保証委託契約等に基づく金員の支払を求めた事案	◆原被告間の契約書の記載によれば、本件ソーラーシステム契約の売主は訴外会社を前提としているところ、認定事実によれば、被告と訴外会社との間には何ら契約関係はないから、被告は代金債務を負わない上、本件ソーラーシステムは割賦販売法所定の指定商品等に当たり、同法30条の4の適用があるから、被告は代金債務を負わないことを原告に対抗できるとして、請求を棄却した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：外	被告は、抗弁として消費者契約法4条1項1号及び2号により契約を取り消した旨を主張したが、割賦販売法30条の4の適用があり、被告は代金債務を負わないことを原告に対抗できるため、消費者契約法4条1項1号及び2号については判断されなかった。
102	平成19年12月26日 名古屋地裁 平19(ワ)701号	損害賠償請求事件	◆原告は、有価証券の保有、運用及び販売等を業とする被告から、株式を購入したが、購入の際、被告から不実告知及び断定的判断の提供があり、4条1項1号又は2号により本件売買を取消し、購入代金150万円の不当利得返還請求、及び不法行為に基づく損害賠償請求を選択的に主張した事案	◆被告が不実告知を行った事実は認められないが、断定的判断の提供があったことを認め、原告の不当利得返還請求を認容した事例 ◆不法行為に基づく損害賠償請求も認められると判断しながら、過失相殺により損害額の5割についてのみ損害賠償請求が認められるため、不当利得返還請求のほうが認容額が多いので、こちらを認めるべきであるとした事例	4条1項1号：否 4条1項2号：肯	「株式会社の子会社を特別に売る。1株30万円であるが、公募価格は50～60万円となり、上場すれば120万円以上になり、200万円くらいにはなる。」との断定的判断の提供があったと認定された。
103	平成19年10月25日 名古屋地裁岡崎支部 平18(ワ)531号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から債務超過会社の未上場株式を購入する際、確実に値上がりするなどの虚偽の説明を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償、又は消費者契約法4条1項1号もしくは民法96条に基づく取消による不当利得返還請求を求めた事案	◆被告の行為が不法行為に該当することを認め、原告の請求を認容した事例	4条1項1号：外	被告の不法行為を認定しており、その他の取消事由等については判断されなかった。
104	平成19年9月13日 東京地裁 平19(シ)219号	違約金請求控訴事件	◆ゴルフ会員権の販売等を業とする被控訴人が、控訴人から注文を受けたゴルフ会員権を提示したにもかかわらず控訴人が一方的に受領を拒んだと主張して違約金の支払い等を請求したのに対し、控訴人が、被控訴人が提示したゴルフ会員権は控訴人が注文した品とは異なると争い、原審で被控訴人の請求が認容された事案	◆控訴審は、注文書の記載、控訴人の注文したゴルフ会員権の希望取得価格と提示されたゴルフ会員権の客観的な価格の比較及び控訴人の注文したゴルフ会員権の権利内容などから、被控訴人の提示したゴルフ会員権と控訴人が注文したゴルフ会員権とは目的物が異なることから、控訴人が受領を拒絶したのは正当であるとして原審の判断を覆した事例	4条1項1号：外	判示のとおり、被控訴人の提示したものと目的物とは異なり、控訴人の受領拒絶は正当であるとしたため、消費者契約法4条1項1号については判断されなかった。
105	平成19年8月27日 東京地裁 平17(ワ)21084号	原状回復等請求事件	◆被告から中古車を買った原告が、瑕疵担保責任に基づく契約解除、錯誤無効、及び瑕疵を告げなかったことが消費者契約法上の取消事由に当たると主張して、主位的に代金の返還を求め、予備的に瑕疵担保責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆瑕疵の程度は格別大きいものということではなく、通常の使用には十分に耐えられるのであり、契約の目的を達することができないとはいえないとし、自動車には修復を必ずしも要しない損傷すらないということでは動機に過ぎないとし、損傷箇所がないとの被告の説明については、中古車売買において、車体の底部に修理の必要性の認められない損傷があることは、重要事項に当たらないとして、契約の解除、無効及び取消は認められないとして主位的請求を棄却し、予備的請求を認容した事例	4条1項1号：否 4条2項：否	被告が原告に対し、本件自動車には損傷箇所がない旨説明した点については、第2瑕疵が存在するという客観的事実には反したことを告知したことになるけれども、中古車売買において、車体の底面に特に修理の必要性の認められない損傷があることは、売買契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものであるとまではいえないから、「重要事項」には当たらない、とされた。 本件自動車は本件事故に遭ったことは、「不利益な事実」には当たらない、とされた。
106	平成19年4月27日 大阪高裁 平18(ホ)2971号	預託金返還等請求控訴事件	◆被控訴人会社との間で外国為替証拠金取引をし、被控訴人会社に対して預託金返還請求権を有していた控訴人(消費者)が、被控訴人会社の担当者である被控訴人Yの勧めに従って締結された預託金返還請求権を放棄する旨の和解契約につき、当該和解契約の無効または取消しを主張し、被控訴人会社に対し預託金残額の返還を請求する等の訴訟を提起したところ、原審が請求を棄却したため控訴人が控訴した事案	◆本件和解契約の際に、Yは、被控訴人会社に対する行政処分、倒産、預託金の返還不能といった将来における変動が不確実な事項につき、消費者契約法所定の「断定的判断」を提供したと認められるから、控訴人による被控訴人会社に対する本件和解契約の取消し意思表示は効力があるというべきであるとして、原判決を一部取り消し、被控訴人会社に対する請求を認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：肯 10条：外	被控訴人会社は、恐らく六か月ぐらいの営業停止になり、そうなると会社がつぶれ、本件預託金はほとんど戻ってこない、戻ってこないお金よりも、財務局の結果が出る前の今なら一〇〇万円は確実に返すことができるなどと述べて、控訴人に対し、控訴人がその場で本件預託金のうち一〇〇万円の支払を受け、残金の返還請求権を放棄する旨を記載した和解合意書に署名しなければ、本件預託金はほとんど戻ってこない旨申し向け、断定的判断を提供したとされた。他方、不法行為の成立は否定した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
107	平成19年2月28日 徳島地裁 平14(ワ)288号	立替金請求事件、債務不存在確認等請求事件、債務不存在確認等請求事件	◆躁うつ病を発症していたAが、被告呉服業者らとの間で、合計約6000万円もの着物等を現金、クレジット契約等で購入していたことから、Aの相続人である原告らが、本件各契約の不成立又は無効を主張して、被告呉服業者らに対して、受領した金員の返還又は同相当額の賠償等を求めるとともに、被告クレジット会社に対して、Aに対し不当な取立て行為を行ったとして損害賠償を求めた事案	◆本件契約当時、Aに意思能力がなかったと著しく減退していたとまでは認められないものの、本件売買契約の一部は公序良俗に違反した無効なものであり、無効な契約に基づき金銭を支払わせたことは不法行為に当たるとして、被告呉服業者に対する損害賠償を一部認めたが、被告クレジット会社が、A所有の不動産に対し仮差押えをし、立替金残金請求訴訟を提起したりすることは不法行為に当たらないとした事例	4条1項1号：否	販売にかかる着物が日常生活に必要不可欠であるなどと告げたことについて証拠が全くないとして、消費者契約法4条1項1号の適用を否定した。
108	平成19年2月27日 名古屋簡裁 平17(ハ)8400号	立替金請求事件	◆訴外会社と被告間の絵画の売買契約において、原告被告間の立替払契約に基づき、その購入代金を立替払した信販会社である原告が、被告に対し、立替金残額の支払等を求めた事案	◆本件売買契約には特定商取引に関する法律の適用があると認定した上で、被告主張の同法24条1項1号に基づく本件売買契約の解除につき、本件売買契約が同法26条の適用除外事由に該当し、あるいは、同法18条所定の書面を受領した被告は解除できる期間を経過しているといった原告の主張は認められないなどとして、本件売買契約の解除を有効とし、また、本件売買契約には割賦販売法の適用があり、同法30条の4第1項により、被告は、原告に対しても本件売買契約の解除を主張できるから、原告の本件立替払契約に基づく立替払金の請求は理由がないとして、請求を棄却した事例	4条1項1号：外	出品展示契約と売買契約は一体の契約ではないことからすれば、出品展示契約における取消事由を売買契約について主張できないとして、消費者契約法の適用について判断しなかった。
109	平成19年2月16日 東京地裁 平17(ワ)12981号	損害賠償請求事件	◆被告が原告に商品購入目的の借入れの申込みをするにあたり、被告が、真実は、商品購入目的でなく、いわゆる内職商法に応じて保証金調達のために商品売買を偽装し、原告を欺罔して、融資金を被告の口座に振り込ませ、それを訴外会社に渡したことにより、被告が訴外会社に加担してローン詐欺を働いたと主張し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆消費者金融からの借主が安易な返済の見込みをもち、返済ができなくなったとしても、それが貸金業者に対する不法行為を構成するほどの注意義務違反となるものではないなどとして請求を棄却した事例	4条1項1号：外	争点と無関係のため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
110	平成19年1月31日 東京地裁 平17(ワ)23100号	リース料請求事件	◆リース会社である原告が、原告とリース契約を締結した被告に対し、残リース料の支払を求めた事案	◆ファイナンス・リース契約にあつては、特段の事情のない限り、リース物件の通常価格とリース料との間に差異があつたとしても、そのことから当然に暴利行為となるものではないとして、当該リース契約は公序良俗違反には当たらないとして、残リース料の支払及びその遅延損害金の支払を認めた事例	4条1項1号：否	不実告知を認めるに足りる証拠はないとして、消費者契約法の適用を否定した。
111	平成19年1月29日 東京地裁 平18(ワ)11115号	不当利得返還請求事件	◆被告から未公開株式を購入した際に、被告従業員から株式が上場されることにより値上がりすることは間違いないとの断定的判断の提供を受けたとして、消費者契約法4条1項1号及び2号に基づく売買契約の取消しと代金の返還を求めた事案	◆被告従業員から断定的判断の提供がなされ、これにより原告が誤認して契約を締結したと認めることができるとして原告の請求を認容した事例	4条1項1号：外 4条1項2号：肯	未上場株の上場が間近であり、上場されれば値上がりすることは間違いない旨を述べたとして、断定的判断の提供を認めた。断定的判断の提供が認められたため、不実告知について判断しなかった。
112	平成19年1月29日 東京地裁 平17(ワ)19119号	不当利得返還請求事件	◆被告が分譲したマンションの二階にある区分建物を購入して手付金を支払った原告が、購入した区分建物の近くに電話線の引込柱が立っているのが防犯上問題であるとして、手付金の返還を求めた事案	◆消費者が引込柱が存在しないことが動機になっていることを被告において認識することもできなかったとして原告の消費者契約法上の取消権や錯誤無効の主張を排斥し、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号：否 4条2項：否	不実告知については、事実認定により否定した。不利益事実の不告知については、「故意に告げなかった」とはいえないとして、適用を否定した。
113	平成18年12月28日 神戸地裁姫路支部 平17(ワ)633号	売買代金等請求本訴事件、原状回復請求反訴事件	◆太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約を締結した業者である原告が、買主である被告に対し、工事代金等の支払を求めたところ(本訴請求)、被告が、本件契約は消費者契約法に抵触する勧誘によるものであり、被告は取消しの意思表示をしたと主張して、原告の本訴請求を争うとともに、取消しに基づく原状回復として、被告の居宅に設置した機器類等の撤去工事をしよう求めるなどした(反訴)事案	◆原告従業員による本件契約についての説明内容と本件システムの性能からすれば、本件説明は不実の告知及び重要事実の不告知に当たると解され、本件契約は消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2の取消事由により無効であるから、原告は、本件工事代金を請求できず、かつ、被告に対する原状回復義務を履行すべきであるとして、被告の反訴請求のみ認容した事例	4条1項1号：肯 4条2項：肯	本件契約に伴う経済的メリットについては、「重要事項」に当たるとし、当該事項についての不実告知・不利益事実の不告知を認定した。
114	平成18年11月28日 東京地裁 平17(ワ)6986号	損害賠償請求、各売買代金請求事件	◆被告から宝石を購入した原告らが、被告は原告らの社会的経験や知識の不足に乗じて契約を締結させたものであり、また、クーリングオフにも応じなかったとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求め、他方、被告が原告らに対し、売買代金や解約手数料の支払を求めた事案	◆社会的経験に乏しい若者に対して執拗に高価な宝石の購入を働きかけて宝石の売買契約を締結させ、ショッピングクレジットによる支払約束させたことが、購入者の自由な意志決定を妨げた違法なものであると判断され、原告らの請求を一部認容した事例	4条1項1号：外	錯誤が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
115	平成18年5月9日 大津簡裁 平17(ハ)803号	代金返還請求事件	◆訪問販売業者である被告が、一人暮らしの高齢者である原告宅を訪問し、床下の湿度が異常に高いなどと虚偽の説明をして床下換気扇等売りつけたこと(本件契約)に関して、原告が被告に対し、クーリング・オフによる本件契約の解除に基づき既払代金等を求めた事案	◆被告から原告に交付した本件契約書には「クーリング・オフ回避行為に関する規定」についての事項の記載は見受けられず、また、被告が、本件契約書とは別に、原告に対して「クーリング・オフ回避行為に関する規定」について記載されている書面を交付したとは認められないことから、原告のクーリング・オフができる期間の起算日はいまだ到来しておらず、原告は、本件契約のクーリング・オフができるなどとして原告の請求をほとんど認容した事例	4条1項1号: 外	クーリングオフが認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
116	平成18年2月27日 東京地裁 平15(ワ)24733号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告らがパソコン教材等を売りつけて高額な金員を騙し取ろうと企て、実際は在宅ワークを斡旋する意思も委託できる業務も有していないにもかかわらず、原告らに対して在宅ワークを斡旋するかのような言辞を用い、パソコン教材を購入して勉強さえすれば容易に副収入につながるかのような錯誤に陥らせ、パソコン教材等を購入させたなどと主張して、主目的に、不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、錯誤、公序良俗違反による無効、詐欺、消費者契約法による取消し、クーリング・オフによる契約の解除を理由とする不当利得の返還を求めた事案	◆在宅ワークの斡旋等を勧誘文言とする商品販売について、詐欺商法であるとは認められないが、旧訪問販売法又は特定商取引法に違反し、不法行為に当たるとされた事例	4条1項1号: 外	不法行為が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
117	平成18年2月2日 福岡地裁 平17(ワ)121号	違約金請求本訴、手付金返還等請求反訴事件	◆被告に原告が、マンションを売り渡す契約を締結した原告が、被告が代金の支払をしないとして、約定の違約金等の支払を求めたのに対し、被告が、原告がマンションからの眺望について事実と異なる説明をしたなどとして、消費者契約法による取消し、債務不履行による契約解除・損害賠償、不法行為による損害賠償を主張して、損害賠償または不当利得の返還を求めた事案	◆全戸オーシャンビューとして購入したマンションが電柱及び送電線によって眺望が阻害されている場合、売主にマンションの眺望等に関する説明義務の違反があるとし、買主の売買契約の解除と損害賠償請求が認められた事例	4条1項1号: 4条2項:否	眺望が同一かどうかということは、主観的な評価を含むものであるから、「事実」に該当しないとして、不実告知を否定した。また、事業者は電柱の存在を知らなかったとして、「故意」を否定し、不利益事実の不告知も否定した。結果としては債務不履行に基づく解除を認めた。
118	平成17年12月5日 東京地裁 平15(ワ)21034号	不当利得返還等請求事件	◆原告らが被告から購入したマンションが環境物質対策基準に適合した住宅との表示があったにもかかわらずいわゆるシックハウスであったことから売買代金相当額ないし損害賠償を請求した事案	◆瑕疵担保責任を認めて売買契約を解除して損害賠償請求をすることができるとし、信賴利益の賠償の範囲で原告らの被告に対する請求を一部認容した事例 ◆瑕疵担保責任としての契約解除、損害賠償請求が認められる以上、消費者契約法による取消、錯誤無効又は詐欺取消を理由とする原状回復請求権の成否については検討するまでもないとし、原告による債務不履行に基づく損害賠償及び不法行為に基づく損害賠償の主張はいずれも排斥した事例	4条1項1号: 外	瑕疵担保責任を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
119	平成17年11月8日 東京地裁 平17(シ)253号	情報料返還請求控訴事件	◆消費者である控訴人が、事業としてパチンコ攻略情報を販売している被控訴人に対し、同人から「だれにでもできる簡単な手順」「100パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受けたことにより、被控訴人との間でパチンコ攻略情報を購入する契約を締結し合計67万2000円を支払ったが、被控訴人による前記勧誘は消費者契約法(以下「法」という。)4条1項1号及び2号に定める「重要事項に関する不実の告知」及び「断定的判断の提供」に当たるから、控訴人は、同法4条1項本文に基づき前記契約を取り消したと主張して、前記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆パチンコ攻略情報の売買契約に際して売主から「100パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受けた買主がした消費者契約法4条1項2号所定の「断定的判断の提供」を理由とする当該売買契約の取消しについて、契約の取消しを認め、代金の返還請求が認容された事例	4条1項1号: 外 4条1項2号: 肯	パチンコで獲得する出球の数についての断定的判断の提供が認められたため、不実告知について判断しなかった。
120	平成17年10月17日 東京地裁 平16(ワ)639号	損害賠償等請求事件	◆高齢者である原告らが被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの勧誘行為は違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件取引は、あくまで通貨の売買取引であり、賭博行為とはいえず、また、原告は勧誘当時、高齢者であったが、外国為替証拠金取引の経験があること、格別判断能力が劣っていたとは認められないことから、業者の適合性の原則違反、断定的判断の提供が否定され、被告従業員が、本件勧誘にあたり、原告と被告が利益相反関係にあること、および両建の不利益面を説明していないことから、説明義務違反及び違法な両建に基づく不法行為責任が肯定された事例	4条1項1号、 2号、2項:外	不法行為を認めたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
121	平成17年9月29日 東京地裁 平15(ワ)13323号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記等請求事件	◆原告X1が、建築会社との間で締結した建物新築工事請負契約を消費者契約法に基づいて取り消した上、被告に対し、当該工事代金を借り入れるために締結した原告X1と被告との間の金銭消費貸借契約及び原告X1を設定者とする根拠当権設定契約につき、消費者契約法により取り消した又は錯誤により無効であると主張して、金銭消費貸借契約に係る債務の不存在確認及び原告X1を設定者とする根拠当権設定登記等の抹消登記手続を求め、原告X2が、被告に対し、上記金銭消費貸借契約を主債務とする連帯保証契約及び原告X2を設定者とする根拠当権設定契約につき、消費者契約法により取り消した、錯誤により無効である、原告X2に意思能力がなかったと主張して、上記連帯保証契約の不存在確認及び原告X2を設定者とする根拠当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案	◆貸金業者との間の連帯保証契約及び根拠当権設定契約について、連帯保証人兼根拠当権設定者に意思能力がないとして無効とされた事例	4条1項1号、 2項：否	重要事実についての不実告知、不利益事実の不告知はないとして、消費者契約法の適用を否定したが、意思能力がないとして契約を無効とした。
122	平成17年8月25日 東京地裁 平15(ワ)21672号	手付金返還請求、違約金請求事件	◆原告らは、被告との間で土地売買契約・建物建築請負契約を締結して手付金を差し入れたものであるが、原告らは土地売買契約をいわゆるローン条項（買主が自己資金を超える部分につき融資を受けられなかった場合には契約を解除できるとする条項）に基づき解除し、また、建物建築請負契約についても、土地売買契約が効果を失った場合にはこれと連動して白紙解約とする旨の特約により解約されたと主張して、両契約締結に際して差し入れた手付金の返還等を求め、これに対し、被告が違約金等の支払を求めた事案	◆土地売買契約と建物建築請負契約につき、原告らが請負契約代金についてもローン審査が通らない場合には土地売買契約をも解除できると誤信していたのは、被告から媒介の委託を受けた被告補助参加人において重要事項について事実と異なることを説明したことによる原因があるとして、消費者契約法に基づく契約取消が認められた事例	4条1項1号：肯 5条1項：肯 10条：外	本件ローン条項の適用条件について事実と異なる説明を受けたことを理由として、消費者契約法4条1項1号の適用を認めた。
123	平成17年7月14日 札幌地裁 平16(ワ)1257号	授業料請求事件	◆原告の経営するC学院に入学し、授業料等を支払う旨契約した被告Aに対し、原告が、授業料残金の支払を求め、また、連帯保証人である被告Bに対し、これに相当する連帯保証債務金の支払を求めたところ、被告らが、本件契約は、原告の経営する株式会社Dと被告Aとの間の雇用契約に付随し、本来D社が負担すべき業務研修費用を従業員である被告Aに負担させるもので、公序良俗に反する無効の意思表示によるものである等と主張して争った事案	◆C学院における授業は、少なくとも被告Aに関する限り、D社の業務命令に基づき、客にリフレクソロジーを施術すること等の労務提供のための能力を取得させることを目的として、時間的に拘束された下で行われた業務研修というべきであり、そのような業務研修費用は、本来、使用者において負担すべきであり、使用者が、労働者に対し、業務研修について、授業料の名目で金員を支払わせることは、賃金を不当に減額するもので、公序良俗に反するとして、そのような内容を目的とする本件契約に係る意思表示は、無効であり、原告は、被告Aに対し、本件契約に基づいて、授業料を請求することができず、被告Bに対しても、連帯保証債務金を請求することはできないとして請求が棄却された事例	4条1項1号：外	公序良俗違反が認められたため、消費者契約法の適用について判断しなかった。
124	平成17年7月12日 東京地裁 平16(ワ)6070号	損害賠償請求事件	◆外国為替証拠金取引等を業とする被告会社との間で外国為替証拠金取引をした原告（取引当時71歳）が、被告及びその従業員の行った一連の行為の違法性等を主張し、損害賠償等を求めた事案	◆原告には約36年の株式取引経験などがあると認められるものの、本件取引が、公設の取引所によらず、原被告にも各売買時点では予測できない為替レートの変動という事実によって権利関係が決まるものであることからすれば、原告の経験は本件取引に生かされているとはいえず、被告従業員は、被告の職務の執行として十分な説明をしないまま本件取引を行ったといえ、その行為は不法行為に当たるとし、また、過失相殺につき適用を否定し、原告の請求を全部認容した事例	4条1項1号：外	外国為替証拠金取引において損失を蒙った顧客が業者及び従業員が行った行為（不十分な説明等）が不法行為に当たる、公序良俗に反し無効である、消費者契約法4条1項1号により取消しうる等と主張した事案において、従業員の行為は不法行為に当たるとして消費者契約法に係る判断は行わなかった。なお、過失相殺は全く行わなかった。
125	平成17年3月10日 東京地裁 平15(ワ)18148号	債務不存在確認等請求事件	◆床下換気扇等の取付を業とする被告会社の従業員の勧誘により床下換気扇、防湿剤等を購入する契約を締結し、また、被告クレジット会社との間でクレジット契約を締結した原告が、上記購入契約がいわゆる「点検商法」によるもので、特定商取引法に基づく解除等により契約が解消されたとして、被告換気扇取付会社に対しては床下の防湿剤の撤去を、被告クレジット会社に対しては立替金債務の存在しないことの確認をそれぞれ求めた事案	◆本件売買契約においては、建物への換気扇等の設置の必要性及び相当性に関する重要事項について販売担当者から原告に告げられた内容が事実と異なるなどとして、消費者契約法に基づく契約の取消が認められた事例 ◆一回払いの立替払に関する契約について、信義則上相当と認められる特段の事情がある場合には、消費者である債務者は、クレジット業者に対して、売主に対する抗弁を主張することができると判示した事例	4条1項1号：肯	床下換気扇等の購入を行った高齢者である原告が本件契約の消費者契約法4条1項1号に基づく取消しを主張した事案において、既成事実を積み重ねていくような販売手法や結果として過剰な商品が販売されたこと等に鑑み、実質的に本件器具の必要性及び性能に関して事実上反した誤信をしたとして、同条項による取消しを認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
126	平成16年10月7日 大阪簡裁 平16(ハ)2169号	リース料請求事件	◆原告との間でデジタル回線システムにおける電話機及び主装置一式のリース契約を締結した被告に対し、原告がリース料の支払を求めたところ、被告が、本件リース契約は訪問販売業者の虚偽説明により締結したものであり、消費者契約法4条に基づく取消等をしたなどと主張して支払につき争った事案	◆本件事情の下では、本件リース契約は消費者契約と認められること、本件業者と原告は提携関係にあり、本件業者はその交渉の一切を任されていたと認められること、本件業者の虚偽説明により本件リース契約等を締結したとする被告の証言が信用できることなどが認められるから、本件業者の不実告知の事実をもって、被告は、消費者契約法4条1項1号により、本件リース契約の申込みの意思表示を取り消すことができ、現に取り消したとして、原告の請求を棄却した事例	4条1項1号：肯	原告のリース料請求に対し、被告が契約は消費者契約法4条1項1号により取消された旨主張した事案において、「光ファイバー敷設のためにはデジタル電話に替える必要があり、電話機を交換しなければならぬ」と説明し、当該説明は不実の事実の告知に当たるとして、被告の主張を認めた。
127	平成16年2月27日 札幌高裁 平15(ホ)307号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、控訴人の仲介によって外国法人との間で外国為替に関連する金融派生商品に関する取引を開始したものの、控訴人が同取引の実態を秘し、あるいは、被控訴人に対する適切な説明をしないまま被控訴人を取引に勧誘するなどしたことによって、被控訴人に損害を被らせたとして、不法行為に基づいて、損害賠償を求めた事案	◆控訴人と被控訴人との間で仲裁機関による紛争解決の仲裁同意書があるため、本件訴えは不適法であるとする控訴人の主張を、本件仲裁同意書には裁判による解決方法を排斥する旨の記載がないことから排斥した上で、控訴人が本件取引の重要事項について十分な説明をせずに被控訴人に本件取引の契約をさせたことが不法行為に該当すると認定し、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	4条1項1号：外	不法行為の成立を認めたため、消費者契約法についての判断はなされなかった。
128	平成15年11月28日 宮崎地裁 平13(ワ)685号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告に対し、日掛金融業を営む被告の従業員が、原告に対し、その弟の借入れについて、連帯保証人になるように執拗に要求して、連帯保証契約の締結を余儀なくしたから、同契約は無効であるとして、その債務の不存在を確認し、また、被告従業員の上記行為が不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法21条1項に違反し、本件連帯保証契約は公序良俗に違反するものであって、無効であり、被告の従業員らの不法行為は被告の事業の執行についてなされたものであるから、被告は民法715条に基づき原告に対し、損害を賠償する義務があるとして、慰謝料10万円を認定した事例	4条1項1号、3項：外 10条：外	公序良俗違反及び不法行為の成立を認め、錯誤及び詐欺については、「少なくとも、錯誤無効、詐欺取消の主張も理由がある」と言及し、消費者契約法については判断がなされなかった。
129	平成15年10月29日 千葉地裁 平15(シ)38号	貸金請求控訴事件	◆貸金業者である控訴人が、Aに対する貸付を連帯保証した被控訴人に対し、本件連帯保証契約に基づき、貸付金残元金等の支払を求めた事案	◆被控訴人は個人として本件連帯保証契約を締結しているから、本件連帯保証契約は消費者契約に該当し、控訴人従業員は、消費者契約法4条1項1号に定める重要事項について、被控訴人が誤信していることを知りながらあえて沈黙することにより、事実と異なることを告げたというべきであるから、本件連帯保証契約申込みの意思表示の取消が認められ、かつ、本件連帯保証契約についての被控訴人の申込みないし承諾の意思表示は、詐欺による意思表示として取り消すことができ、また、要素の錯誤により無効であるというべきであるから、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	4条1項1号：肯	消費者契約法4条1項1号に基づく取消を認めた上、さらに詐欺取消、錯誤無効についても認め、これら相互の効力の関係については触れられなかった。
130	平成15年6月27日 札幌地裁 平14(ワ)2054号	損害賠償請求事件	◆被告外務員の勧誘により、被告を介して外国為替証拠金取引と称される取引を行った原告が、当該取引に関する被告外務員の説明義務違反等の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆為替相場の変動という偶然の事情を指標として、金銭の授受(差金の決済)を行うことのみを内容とする本件取引は、賭博行為といわざるを得ないから、被告外務員が原告に本件取引の勧誘をしたことは不法行為に該当し、かつ、仮に本件取引が賭博ではないとしても、被告外務員の勧誘・説明行為は、虚偽内容の説明であって、違法行為であり、また、過失相殺するのは相当ではないとして、原告の請求を認容した事例	4条1項1号：外	為替相場の変動という偶然の事情を指標として、金銭の授受(差金の決済)を行うことのみを内容とする本件取引は、賭博行為といわざるを得ない。仮に、賭博でないとしても被告外務員の勧誘・説明行為は、虚偽内容の説明であって、違法行為であるとし、消費者契約法4条1項1号については判断しなかった。
131	平成15年5月16日 札幌地裁 平14(ワ)559号	損害賠償請求事件	◆原告が被告の仲介によってオーストラリア国内所在の法人との間で外国為替証拠金取引をしたところ、原告が被告に対し、被告に対して交付した証拠金2700万円と同額の金員の支払(これに加えて損害賠償金として弁護士費用相当額の270万円及び上記金員合計2970万円に対する上記証拠金の最終交付日の翌日である平成13年9月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による附帯金の支払)を求めた事案	◆外国為替証拠金取引を行うことを内容とする金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた事例	4条1項1号：外	被告の説明は、誇大広告に類する説明であったことになり、このような説明は不法行為に該当するとし、消費者契約法4条1項1号をふくめ、不当利得返還請求の点については判断しなかった。
132	平成15年5月13日 千葉簡裁 平14(ハ)1312号	貸金請求事件	◆原告が、被告Y1に対し、貸金元金等の支払を求めるとともに、被告Y2が被告Y1の貸金債務の一部を連帯保証したとして、被告Y2に対し、貸金元金等の一部の支払を求めた事案	◆本件貸付につき、被告Y1は名目上の名義人であって、真の借受人は訴外会社等であるが、被告Y1は本件背景事情に一種の分け前を得ようとして参加していたもので、信義則上、本件両事件の契約上の責任を負うものと考えるのが相当であるとする一方、被告Y2は、被告Y1の欺罔行為により、本件連帯保証契約の申し込みの意思表示を行なったことが認められるから、被告Y2の詐欺による取消の主張が認められるとして、原告のY1に対する請求を認容する一方、被告Y2の請求を棄却した事例	4条1項1号：外	被告Y2の本件連帯保証契約について、消費者契約法4条1項1号による取消、詐欺による取消、錯誤無効が主張されたところ、本件貸付の真の主債務者について欺罔行為及び、誤信があったとして詐欺による取消の請求が認められ、消費者契約法4条1項1号による取消、錯誤無効の主張については判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
133	平成15年5月9日 札幌地裁 平14 (ワ)1896号	損害賠償請求事件	◆被告が販売する金融派生商品の取引を行った原告が、当該取引のために支出した金員から、支払を受けた金員を控除した金額について、当該取引が公序良俗違反であること等を理由とする不当利得返還、被告従業員の不法行為に基づく損害賠償(使用者責任)又は金融商品の販売等に関する法律による損害賠償の請求をするとともに、不法行為に基づく損害賠償として弁護士費用相当額の請求をしたのに対し、被告が、取引の問題性もなく、被告従業員による不法行為もないと主張するほか、仮に何らかの不法行為があったとしても相当の過失相殺がされるべきである旨主張して争った事案	◆外国為替証拠金取引を行うことを内容とする金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた事例	4条1項1号: 外	不法行為責任を認め、不実告知又は詐欺による取消に基づく不当利得返還請求については、判断されていない。なお、過失相殺を行うことは適当でないとされた。